

電気通信設備有効性評価基準（案）  
（CCTVカメラ設備（道路系）編）

平成21年3月

電気通信設備有効性評価基準（案）  
（CCTVカメラ設備（道路系）編）

目 次

1	目 的	付 11 - 1
2	適 用 範 囲	付 11 - 1
3	有効性要因の整理	付 11 - 1
4	有効性評価手法の検討	付 11 - 1
5	添付資料	付 11 - 2

# 電気通信設備有効性評価基準（案）

## （CCTVカメラ設備（道路系）編）

### 1 目的

本基準（案）は、電気通信設備の妥当性及び改善（改良）の可否等を総合的に評価・検証するにあたり、電気通信設備の重要度、目的および有効性の要因を洗い出し、点数化することにより有効性を評価することを目的とする。

### 2 適用範囲

本基準（案）は国土交通省が所管する道路に設置されたCCTVカメラ設備に適用する。

### 3 有効性要因の整理

CCTVカメラ設備（道路系）の運用目的が「道路管理（道路巡回、状況把握等）の高度化・効率化」であることから、「状況把握・確認の補助的手段」「災害時の道路通行の安全監視手段」に着目して、以下の4つの条件で整理を行うものとする。

- (1) ガイドラインによる整備方針  
CCTVカメラ設備（道路系）の設置場所の選定は、その設備の最も重要な運用目的により決定されるため、有効性の評価項目としては比較的重要な項目であると考えられる。
- (2) 日常運用管理  
CCTVカメラ設備の利用目的、運用監視体制、再編計画等が明確になっていることは、設備が適切にかつ、健全に活用されていることを確認する重要な要素となると考えられる。
- (3) 他関連装置の補助  
CCTVと他の情報収集装置とが相互に補完することにより、道路管理業務の効率化・高度化が期待され、設備の有効性を高めることができる。
- (4) 画像情報の活用  
他機関（自治体や道路交通管理者）への画像情報の提供は、その設備が国交省内のみならず客観的に必要であることを表す指標となるため、設備の有効性を高めることができる。

有効性要因を整理すると、以下のような項目に大別される。

- ・ ガイドラインによる整備方針
- ・ 日常運用管理
- ・ 他関連装置の補助
- ・ 画像情報の活用

### 4 有効性評価手法の検討

有効性要因を整理したうえで、CCTVカメラ設備（道路系）の設置場所毎にその有効性要因に沿って、得点化することにより評価を行う。

また、各々の評価点数に重み付けを行い、総合的な評価点数とする。

評価の各表は、付表1 有効性評価表、付表2 有効性評価点基準により行うこととする。

- (1) ガイドラインによる整備方針  
評価対象のCCTVカメラ設備（道路）の設置場所にて評価を行う。また、重み付けについては、非常に重要な要素であるため、40/100とする。
- (2) 日常運用管理  
設備の利用目的、運用監視体制、再編計画等が明確になっており、設備が適切にかつ健全

に活用されていることを確認する。また、重み付けについては、比較的重要度が高いため、30/100とする。

(3) 他関連装置の補助

CCTVと他の情報収集装置とが相互に補完することにより、道路管理業務の効率化・高度化を行ない、設備の有効性向上を図っているかを評価する。また、重み付けについては、20/100とする。

(4) 画像情報の活用

CCTVカメラ映像の他機関への配信の有無を評価する。客観的な有効性の指標と考えられ、重み付けについては、比較的重要度が低いため、10/100とする。

有効性評価の評価点の判断としては、「高」「低」の2段階とし、判定の閾値は50点とする。

有効性評価点による有効性の評価と判断を表1に示す。

表1 有効性評価の評価点判断

換算評価点	有効性の評価	判断の適用
0点～50点未満	「低」	移設又は廃止を検討
50点以上～100点	「高」	維持継続

## 5 添付資料

付表1 CCTVカメラ設備（道路系） 有効性評価表

付表2 CCTVカメラ設備（道路系） 有効性評価点基準

付表 1 CCTVカメラ設備(道路系) 有効性評価表

設置場所		形 式	
設備名称		定 格	
用 途		仕 様	
製造者名			
製造年月			
製造番号			
評価日		評価者	
有効性評価の対象	対象・対象外	対象外の理由	

項 目	No.	評 価 項 目	評価配分点 A	評 価 結 果																				
				評価点 B	重み付け C	換算評価点 D (B/A×C)	備考																	
1. ガイドラインによる整備方針		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨量通行規制区間内やトンネル、アンダーボックスなど、事象発生時の利用者の立入りが道路の安全確保を著しく損ねるおそれがある箇所</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>積雪もしくは凍結による交通障害、地吹雪(吹溜り)又は雪崩のおそれがある箇所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>波浪又は高波による越波、又は洗掘のおそれがある箇所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による冠水や浸食のおそれがある箇所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>トンネル、落石覆工等の火災や災害発生時ににおける避難行動に制約を受ける箇所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレータ等の施設の管理やセキュリティの観点から重要な箇所</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他、道路の安全確保や施設管理上等において特に多頻度な監視や情報収集が必要な箇所</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	評価点	雨量通行規制区間内やトンネル、アンダーボックスなど、事象発生時の利用者の立入りが道路の安全確保を著しく損ねるおそれがある箇所	9	落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所	7	積雪もしくは凍結による交通障害、地吹雪(吹溜り)又は雪崩のおそれがある箇所	7	波浪又は高波による越波、又は洗掘のおそれがある箇所	7	アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による冠水や浸食のおそれがある箇所	7	トンネル、落石覆工等の火災や災害発生時ににおける避難行動に制約を受ける箇所	7	地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレータ等の施設の管理やセキュリティの観点から重要な箇所	5	その他、道路の安全確保や施設管理上等において特に多頻度な監視や情報収集が必要な箇所	3	9	40		
	設置場所	評価点																						
	雨量通行規制区間内やトンネル、アンダーボックスなど、事象発生時の利用者の立入りが道路の安全確保を著しく損ねるおそれがある箇所	9																						
	落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所	7																						
	積雪もしくは凍結による交通障害、地吹雪(吹溜り)又は雪崩のおそれがある箇所	7																						
	波浪又は高波による越波、又は洗掘のおそれがある箇所	7																						
	アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による冠水や浸食のおそれがある箇所	7																						
	トンネル、落石覆工等の火災や災害発生時ににおける避難行動に制約を受ける箇所	7																						
	地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレータ等の施設の管理やセキュリティの観点から重要な箇所	5																						
	その他、道路の安全確保や施設管理上等において特に多頻度な監視や情報収集が必要な箇所	3																						
	複数の該当項目が有る場合でも、評価点が高いものを1つ記入すること																							
	(小計)	9																						
2. 日常運用管理	①	監視運用体制	0～9	9	30	1つの項目でも「0点」がある場合は、D欄は「0点」とする。																		
	②	映像記録管理体制	0～9	9																				
	③	監視頻度(道路巡回の補助)	0～9	9																				
	④	夜間監視	0～7	7																				
	⑤	整備当初からの設置目的の確認	0～9	9																				
	⑥	整備再編計画	0～7	7																				
	⑦	プライバシーの保護対策	0～7	7																				
	⑧	盗難対策	0～7	7																				
	⑨	ズーム・旋回などの機能の利用状況	0～7	7																				
		(小計)	71																					
3. 他関連装置の補助		他関連装置(情報収集装置)の併設/連携	0～9	9	20																			
		(小計)	9																					
4. 画像情報の活用		他機関への画像情報提供	0～9	9	10																			
		(小計)	9																					
			換算評価点合計 (100点換算評価)																					
評価のまとめ																								

付表 2 CCTVカメラ設備（道路系） 有効性評価点基準

No.	評価項目	配 分 点	評価点									
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			低い			有効性			高い			
1	ガイドラインによる整備方針	9			その他、道路の安全確保や施設管理上において特に多頻度な監視や情報収集が必要な箇所		地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレータ等の施設の管理やセキュリティの観点から重要な箇所		① 落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所 ② 積雪もしくは凍結による交通障害、地吹雪（吹溜り）又は雪崩のおそれがある箇所 ③ 波浪又は高波による越波、又は洗濯のおそれがある箇所 ④ アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による冠水や浸食のおそれがある箇所 ⑤ トンネル、落石覆工等の火災や災害発生時における避難行動に制約を受ける箇所		雨量通行規制区間内やトンネル、アンダーボックスなど、事象発生時の利用者の立入りが道路の安全確保を著しく損ねるおそれがある箇所	
2	① 監視運用体制	9					監視担当が定められている				非常時、平常時の監視体制が定められている	
	② 映像記録管理体制	9				映像記録を行っていない	映像記録管理担当が定められている			記録映像の保管、情報漏洩対策などが図られている		
	③ 監視頻度（道路巡回の補助）	9				不作為の監視など、不定期に監視している	定期的に監視している / 運用目的が非常時である			日常的に監視している		
	④ 夜間監視	7			夜間監視は行わない（簡易型カメラ設備である）				夜間監視を行っている（高感度カメラ設備である）			
	⑤ 整備当初からの設置目的の確認	9					環境の変化により、監視目的が変更された			設置目的、運用体制に変更なし		
	⑥ 整備再編計画	7				再編計画により、移設を検討中である			再編計画を実施し、継続使用が確認された			
	⑦ プライバシー保護対策	7				プライバシーを侵害するおそれがない			プライバシー保護対策を実施している			
	⑧ 盗難対策	7				盗難対策の必要がない			盗難対策を実施している			
	⑨ ズーム・旋回等の機能の利用状況	7				必要に応じて利用している / 固定カメラ等、機能が無い			日常的に利用している			
3	他関連装置の補助	9			その他の情報収集設備の補助として、併設している		① 法面状況、構造物状況等の情報収集設備の補助として、併設している ② その他の情報収集設備と連携して、画像処理等のシステムの高度化を図っている		① 道路状況、路面状況、越波状況等の情報収集設備の補助として、併設している ② 法面状況、構造物状況等の情報収集設備と連携して、画像処理等のシステムの高度化を図っている	道路状況、路面状況、越波状況等の情報収集設備と連携して、画像処理等のシステムの高度化を図っている		
4	画像情報の活用	9			道路通行の主要視点であり、交通事故等の事象発生時に画像提供を求められる可能性のある場所で、提供の準備がある		その他、画像情報提供を行なっている（相手先機関からの依頼等）		インターネット・マスメディア等を通じて、画像情報提供を行なっている	自治体や交通管理者への画像情報提供を行なっている		